

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等

土地改良法による換地処分

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

◇ 正 誤 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福塚（宮田）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年七月十五日現在の地番による。）
福塚字測ノ上エ	福塚字測ノ上エのうち四七の一部、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに福塚字ラドロ四九の一部
福塚字ラドロ	福塚字ラドロのうち四九から五一までの一部、五二の一部、五三の一部、五三の一部、五三の一部、五四の一部、五五の二から五五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二の二と一体をなす国有地以外の区域、福塚字測ノ上エ四八と一体をなす国有地の一部、福塚字東道下タ五六と一体をなす国有地の一部並びに福塚字橋詰一七二の一部及びこれと一体をなす国有地
福塚字コブケ	福塚字コブケの全域、福塚字測ノ上エ四七の一部、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、福塚字ラドロ五〇の一部、五一の一部、五三の一部、五四の一部、五五の二の一部及び五五の三の一部並びに福塚字東道下タ五六の一部、五七の二の一部、五七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

福塚字東道下タ	福塚字東道下タのうち五六、五七の一、五七の四、五七の五、五七の一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福塚字自照寺	福塚字自照寺のうち一四〇、一四四及び一四五と一体をなす国有地以外の区域
福塚字ソネ田ノ口	福塚字ソネ田ノ口のうち一四六と一体をなす国有地の一部以外の区域
福塚字ソ子田	福塚字ソ子田のうち一五五の二の一部、一五五の二、一五七の二の一部、一五七の二の一部、一五七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福塚字道下タ一六二の二、一六三の三、一六三の五、一六三の七及びこれらと一体をなす国有地の一部
福塚字道上へ榎田	福塚字道上へ榎田の全域、福塚字自照寺一四〇、一四四及び一四五と一体をなす国有地、福塚字ソネ田ノ口一四六と一体をなす国有地の一部、福塚字ソ子田一五五の二の一部、一五五の二、一五七の二の一部、一五七の二の一部、一五七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福塚字道下タ一六三の三と一体をなす国有地の一部
福塚字神戸田	福塚字神戸田のうち一六八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一六八の四及び一六八の五と一体をなす国有地以外の区域、福塚字ラドロ五五の一から五五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二の二と一体をなす国有地の一部並びに福塚字東道下タ五六の二、五七の二の一部、五七の四、五七の五の一部、五七の二及びこれらと一体をなす国有地
福塚字橋詰	福塚字橋詰のうち一七一の二の一部、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、福塚字ラド
福塚字尻トフガイチ	ロ五二の二の一部、五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二の二と一体をなす国有地の一部、福塚字道下タ一六六の一、一六六の八の一部及びこれらと一体をなす国有地、福塚字神戸田一六八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一六八の四及び一六八の五と一体をなす国有地、福塚字尻トフガイチ一七三の二の一部、一七三の二の一部及び一七四の一部、福塚字ドウカイチ一七五の一、一七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福塚字砂カリ一七六の二の一部及びこれと一体をなす国有地
福塚字荒木田	福塚字荒木田のうち一七七の二の一部及び一七七の二の一部以外の区域、福塚字尻トフガイチ一七三の二の一部、一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、福塚字道下タ一六六の八の一部及びこれと一体をなす国有地、福塚字ドウカイチ一七五の二の一部及びこれと一体をなす国有地、福塚字砂カリ一七六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、福塚字鍛冶屋田一八〇の二の一部、福塚字廻り田一八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
福塚字鍛冶屋田	福塚字鍛冶屋田のうち一八〇以外の区域
福塚字砂カリ	福塚字砂カリのうち一七六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
福塚字廻り田	福塚字廻り田のうち一八一の二以外の区域

福塚字寺田	福塚字寺田のうち一八四の一部、一八五の一部及び一八三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、福塚字鍛冶屋田一八〇の一部、福塚字廻り田一八一の二の一部並びに福塚字道下タ榎田一八九の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
福塚字道下タ榎田	福塚字道下タ榎田のうち一八九の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福塚字寺田一八四の一部及び一八五の一部
福塚字後弓	福塚字後弓のうち二六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、福塚字後弓ノ上エ二五〇の一部並びに福塚字宮田新屋二六一の三の一部
福塚字宮田新屋	福塚字宮田新屋のうち二六一の三以外の区域
福塚字後弓ノ上エ	福塚字後弓ノ上エのうち二五〇の一部以外の区域、福塚字後弓二六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに福塚字宮田新屋二六一の三の一部
福塚字道下タ	福塚字道下タのうち一六二の二、一六三の三、一六三の五、一六三の七、一六六の一、一六六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福塚字竹ノ鼻三二四の一部
福塚字竹ノ鼻	福塚字竹ノ鼻のうち三二四の二の一部以外の区域、福塚字下モ笹畑三三一の一部並びに福塚字小竹田三四四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
福塚字下モ笹畑	福塚字下モ笹畑のうち三三一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

福塚字仲笹畑	福塚字仲笹畑のうち三四一の二の一部以外の区域、福塚字下モ笹畑三三一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部、福塚字笹畑道上エ三三三の二、三三三の六、三三三の七及び三三五と一体をなす国有地の一部並びに福塚字小竹田三四四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
福塚字小竹田	福塚字小竹田のうち三四四及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
福塚字笹畑道上エ	福塚字笹畑道上エのうち三三三の二、三三三の六、三三三の七及び三三五と一体をなす国有地以外の区域
福塚字上ミ笹畑	塚字上ミ笹畑の全域、福塚字笹畑道上エ三三五と一体をなす国有地の一部並びに福塚字仲笹畑三四一の二の一部
廃止する字の名称	福塚字ドウカイチ

**鳥取県告示第八十二号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町から同町が行う土地改良事業に係る福塚（宮田）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
一一一	青木 誠一	八頭郡智頭町大字尾見五二	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	青木 誠一 苗畑	八頭郡智頭町大字尾見五二

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年二月八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十八年二月十四日（月）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 昭和五十八年度教育行政施策について
- 2 その他

正 誤

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程（昭和五十八年二月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 一 下 終わりから八 ポスター ポスター
- 二 下 終わりから一 ポスター ポスター